

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5595960号
(P5595960)

(45) 発行日 平成26年9月24日(2014.9.24)

(24) 登録日 平成26年8月15日(2014.8.15)

(51) Int. Cl.			F I		
B60N	3/02	(2006.01)	B60N	3/02	Z
B60N	2/48	(2006.01)	B60N	2/48	
B60N	2/44	(2006.01)	B60N	2/44	
A47C	7/38	(2006.01)	A47C	7/38	
A47C	7/40	(2006.01)	A47C	7/40	

請求項の数 3 (全 14 頁)

(21) 出願番号	特願2011-69934 (P2011-69934)
(22) 出願日	平成23年3月28日 (2011.3.28)
(65) 公開番号	特開2012-201321 (P2012-201321A)
(43) 公開日	平成24年10月22日 (2012.10.22)
審査請求日	平成25年10月4日 (2013.10.4)

(73) 特許権者	000133098 株式会社タチエス 東京都昭島市松原町3丁目3番7号
(74) 代理人	100141221 弁理士 山田 和明
(74) 代理人	100091764 弁理士 窪谷 剛至
(74) 代理人	100103366 弁理士 鈴木 礼至
(72) 発明者	長澤 隆彦 東京都昭島市松原町3丁目3番7号 株式会社 タ チエス内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 シート

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

シートバックにヘッドレストを設けたシートにおいて、
縫合連結の可能な軟質素材からなる成形成体状の指先挿入体の凹状部が、前記シートバックの頂部に埋設され、

前記シートバックには、前記ヘッドレストから延出されたステーを支持する筒状のヘッドレスト支持体が左右に一对設けられ、前記ヘッドレスト支持体は、前記シートバック内で横方向に延在するアッパーフレームに固定され、

前記指先挿入体における前記凹状部の開口部の周縁にフランジ状の連結部が一体に形成され、該連結部の前記開口部の周縁が前記シートバックのトリムカバーの取付孔の周縁に縫着されると共に、前記左右のヘッドレスト支持体を挿入可能とする挿通孔を有した延出片が、前記連結部とは別に前記指先挿入体の凹状部から一体に延出され、この延出片に形成された左右一对の挿通孔に前記左右のヘッドレスト支持体をそれぞれ挿入することにより、前記ヘッドレスト支持体に対する前記指先挿入体の移動を規制可能としたことを特徴とするシート。

【請求項2】

前記連結部が、前記指先挿入体の前記開口部の周縁から前記トリムカバーの縫着端の厚み分だけ前記凹状部の底部方向にずれて設けられたことを特徴とする請求項1記載のシート。

【請求項3】

10

20

前記指先挿入体の前記凹状部が、前記左右のヘッドレスト支持体の間で前記アップフレームの前側に隣接して配置されたことを特徴とする請求項 1、2 のいずれか一項に記載のシート。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、乗員の乗り降りの際に利用可能なアシストグリップとしての機能を備えたシートバックを有するシートに関するものである。

【背景技術】

【0002】

従来、このような分野の技術として、実開平 4 - 35933 号公報がある。この公報に記載されたシートに設けられる樹脂製のアシストグリップは、ヘッドレストの下面とシートバックの頂面との間に配置される本体部と、この本体部から下方に垂下した一对の保持筒部と、本体部の背面から後方に突出したグリップ部と、からなる。また、この保持筒部は、シートバックフレームの上部に固定された筒部内に挿入されると共に、ヘッドレストから延出されたステーを差し込むためのステー挿入孔を有している。このようなアシストグリップは、乗員の乗り降りの際に利用可能なグリップ機能と、ヘッドレストのステーを保持する機能とを両立させることができる。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献 1】実開平 4 - 35933 号公報がある。

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、前述した従来のシートに設けられているアシストグリップのグリップ部は、乗員の乗り降りの際に利用に供するためにシートバックの背面から突出させる必要があり、前席と後席との間の移動の障害になるといった問題点がある。

【0005】

本発明は、前席と後席との間の移動の障害になることがないアシストグリップの実現と、物を入れるためのポケット機能と、を兼ね備えたシートを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0006】

本発明は、シートバックにヘッドレストを設けたシートにおいて、縫合連結の可能な軟質素材からなる成形成体状の指先挿入体の凹状部が、前記シートバックの頂部に埋設され、

前記シートバックには、前記ヘッドレストから延出されたステーを支持する筒状のヘッドレスト支持体が左右に一对設けられ、前記ヘッドレスト支持体は、前記シートバック内で横方向に延在するアップフレームに固定され、

前記指先挿入体における前記凹状部の開口部の周縁にフランジ状の連結部が一体に形成され、該連結部の前記開口部の周縁が前記シートバックのトリムカバーの取付孔の周縁に縫着されると共に、前記左右のヘッドレスト支持体を挿入可能とする挿通孔を有した延出片が、前記連結部とは別に前記指先挿入体の凹状部から一体に延出され、この延出片に形成された左右一对の挿通孔に前記左右のヘッドレスト支持体をそれぞれ挿入することにより、前記ヘッドレスト支持体に対する前記指先挿入体の移動を規制可能としたことを特徴とする。

【0007】

このシートにおいては、容体状の指先挿入体の凹状部がシートバックの頂部に埋設されているので、グリップ機能がシートバックの背面から突出することがなく、乗員の乗り降りの際に、前席と後席との間の移動をスムーズに行うことができ、更には、凹状部をポケ

10

20

30

40

50

ットとして機能させることができる。

また、トリムカバーに縫着される指先挿入体は、軟質素材により成形されているため、乗員の手の指先の力で変形し易く、指先挿入体の変形によって周囲のトリムカバーが引っ張られることにより、シワなどの外観不良が発生し、更には、乗員の指先の力による指先挿入体の凹状部の変形は、グリップ機能の剛性不足をももたらす。しかし、指先挿入体の連結部における凹状部の開口部の周縁がシートバックのトリムカバーの取付孔の周縁に縫着されると共に、延出片に形成された挿通孔に左右のヘッドレスト支持体をそれぞれ挿入することにより、ステーを支持するためのヘッドレスト支持体に対する指先挿入体の移動を規制可能としている。このように、延出片の挿通孔と左右一対のヘッドレスト支持体との協働により、指先挿入体の素材特性を生かしながらトリムカバーへの縫着性とグリップ機能の安定性とを両立させることができる。

10

また、延出片は連結部とは別に指先挿入体の凹状部から一体に延出されているから、トリムカバーに指先挿入体の連結部をミシンで縫着する際、延出片が邪魔にならぬように折り曲げることができ、縫着の作業性を向上させることができる。

さらに、指先挿入体は、軟質素材により容体状に成形され、シートバックの頂部に埋設されているから、自動車の追突時などの際、後席の乗員の頭部を保護する緩衝材になり得る。

【0008】

また、前記連結部が、前記指先挿入体の開口端縁から前記トリムカバーの縫着端の厚み分だけ前記凹状部の底部方向にずれて設けられると好適である。

20

【0009】

このような縫合により、トリムカバーの指先挿入体に対する縫合箇所がめくり上がることがないので、トリムカバーの外観品質を向上させることができる。そして、指先挿入体とシートバックとの一体化を簡単且つ確実に達成させることができる。

【0010】

また、前記指先挿入体の前記凹状部が、前記左右のヘッドレスト支持体の間で前記アッパーフレームの前側に隣接して配置されると好適である。

【0011】

このような構成を採用すると、指先挿入体の凹状部の左右及び後方への移動を、左右のヘッドレスト支持体及びアッパーフレームによって容易且つ簡単に規制することができる。

30

【発明の効果】

【0012】

本発明に係わるシートによれば、前席と後席との間の移動の障害になることがないアシストグリップの実現と、物を入れるためのポケット機能と、を兼ね備えることができる。

【図面の簡単な説明】

【0013】

【図1】本発明に係るシートの第1の実施形態を示す斜視図である。

【図2】図1のA-A線に沿う断面図である。

【図3】図1のB-B線に沿う断面図である。

40

【図4】指先挿入体を示す斜視図である。

【図5】本発明に係るシートの第2の実施形態を示す要部拡大斜視図である。

【図6】図5のD-D線に沿う断面図である。

【図7】図6のC-C線に沿う断面図である。

【図8】図5のE-E線に沿う断面図である。

【図9】第2の実施形態を示す指先挿入体を示す斜視図である。

【発明を実施するための形態】

【0014】

以下、図面を参照しつつ本発明に係るシートの好適な実施形態について詳細に説明する。

50

【 0 0 1 5 】

[第 1 の実施形態]

図 1 ~ 図 4 に示されるように、シートは、シートクッション S C に対して傾動自在なシートバック S B を具備し、このシートバック S B の上方にはヘッドレスト H R が配置されている。

【 0 0 1 6 】

ヘッドレスト H R は、従来周知の構造のものでよいが、例えば、合成樹脂が不織布にコーティングされた状態でプレスにより所定の形状に成形されたトリムカバー 3 を使用すると、保形性が得られ、図示するヘッドレスト H R は、このトリムカバー 3 と、このトリムカバー 3 内に注入された発泡液が硬化してなるパッド体 2 と、パッド体 2 内で固定されたヘッドレストフレーム 1 に形成されると共に、トリムカバー 3 から延出されたステー 1 a とからなる。

10

【 0 0 1 7 】

シートバック S B は、従来周知の構造のものでよいが、図示するシートバック S B は、例えば、合成樹脂が不織布にコーティングされた状態でプレスにより所定の形状に成形され、これによって保形性をもたせたトリムカバー 1 1 と、トリムカバー 1 1 内に装填させるパッド体 1 0 と、パッド体 1 0 内で固定された逆 U 字状にパイプを折曲成形したシートバックフレーム 2 と、このシートバックフレーム 2 の上端で横方向に延在するアップフレーム 2 a に溶接により固定されると共に上下方向に延在してステー 1 a をアップフレーム 2 a で支持するための左右一対の筒体 5 と、各筒体 5 内に差し込まれて係止させられると共に上端にヘッド部 6 a が形成されて、上部からステー 1 a の差し込みを可能にする樹脂製の筒状のヘッドレスト支持体 6 と、から主として構成されている。

20

【 0 0 1 8 】

なお、パッド体 1 0 は、トリムカバー 1 1 内に注入された発泡液が硬化して一体成形される場合と、トリムカバー 1 1 と別体に形成されて、トリムカバー 1 1 内に挿着される場合とがある。本発明では、その両タイプの適用が可能である。

【 0 0 1 9 】

また、トリムカバー 1 1 の頂部には、筒状のヘッドレスト支持体 6 の差し込みを可能にする差し込み孔が形成され、パッド体 1 0 の頂部にも、ヘッドレスト支持体 6 の差し込みを可能にする差し込み孔が形成されている。そして、ヘッドレスト支持体 6 の差し込みを可能にするために、トリムカバー 1 1 側の差し込み孔とパッド体 1 0 側の差し込み孔との位置合わせがなされている。

30

【 0 0 2 0 】

シートバック S B の頂部には、乗員の手の指先の挿入を可能にする成形容体状の指先挿入体 5 0 に設けられた凹状部 5 0 b が埋設されている。この指先挿入体 5 0 の凹状部 5 0 b には、指先挿入体 5 0 の開口部 5 0 c の周縁部から延出するフランジ状の連結部 5 0 a が形成されている。このような構成の指先挿入体 5 0 は、トリムカバー 1 1 との縫合連結の可能な軟質素材、例えば、エラストマーなどの軟質合成樹脂から容体状に成形されている。

【 0 0 2 1 】

トリムカバー 1 1 の頂部には、指先挿入体 5 0 の凹状部 5 0 b の挿入を可能にする取付孔が形成され、この取付孔は、トリムカバー 1 1 の頂部において前記差し込み孔の後方に配置されている。パッド体 1 0 の頂部にも、指先挿入体 5 0 の凹状部 5 0 b の挿入を可能にする挿通孔が形成され、この挿通孔は、パッド体 1 0 の頂部において前記差し込み孔の後方に配置されている。そして、凹状部 2 0 b の装着を可能にするために、トリムカバー 1 1 側の取付孔とパッド体 1 0 側の挿通孔との位置合わせがなされている。

40

【 0 0 2 2 】

指先挿入体 5 0 の開口部 2 0 c の周縁部において、指先挿入体 5 0 の連結部 5 0 a は、トリムカバー 1 1 の頂部に設けられた取付孔の周縁で縫合部 R により縫着されることで、トリムカバー 1 1 に連結されている。連結部 5 0 a は、トリムカバー 1 1 の取付孔を形成

50

するために折り返された縫合端の厚み分だけ、指先挿入体 5 0 の開口部 5 0 c の上端縁 5 0 d から、凹状部 5 0 b の底部方向にずれて設けられている。このような縫合により、トリムカバー 1 1 の取付孔の周縁がめくり上がることがないので、トリムカバー 1 1 の取付孔の周縁の外観品質を向上させることができる。そして、指先挿入体 2 0 とシートバック S B との一体化を簡単且つ確実に達成させることができる。

【 0 0 2 3 】

このようにしてトリムカバー 1 1 に縫着される指先挿入体 5 0 は、軟質素材により成形されているため、乗員の手の指先の力で変形し易く、指先挿入体 5 0 の変形によって周囲のトリムカバー 1 1 が引っ張られることによりヘッドレスト支持体 6 のヘッド部 6 a の周囲で差込み孔が露出したり、シワなどの外観不良が発生し易くなり、更には、指先の力による指先挿入体 2 0 の凹状部 2 0 b の変形は、グリップ機能の剛性不足をももたらす。

10

【 0 0 2 4 】

しかし、指先挿入体 5 0 の素材特性を生かしながらトリムカバー 1 1 への縫着性とグリップ機能の安定性とを両立させるために、図 4 に示されるように、指先挿入体 5 0 の連結部 5 0 a の下方の凹状部 5 0 b には、前記左右のヘッドレスト支持体 6 を挿入可能とする挿通孔 5 1 a、5 1 a を有した左右一対の延出片 5 1、5 1 が、連結部 5 0 a とは別に指先挿入体 5 0 の凹状部 5 0 b の前側から一体に延出され、この延出片 5 1、5 1 には挿通孔 5 1 a、5 1 a が形成され、この挿通孔 5 1 a、5 1 a に前記左右のヘッドレスト支持体 6 をそれぞれ挿入することにより、前記ヘッドレスト支持体 6 に対する前記指先挿入体 5 0 の横方向の移動が規制される。

20

【 0 0 2 5 】

従って、トリムカバー 1 1 に縫着される指先挿入体 5 0 を軟質素材により成形させていても、トリムカバー 1 1 への縫着性とグリップ機能の安定性とを両立させることができる。また、指先挿入体 5 0 に各挿通孔 5 0 d が設けられることにより組み立て作業性が向上する。

【 0 0 2 6 】

また、トリムカバー 1 1 に指先挿入体 5 をマシンで縫着する際、延出片 5 1、5 1 が邪魔にならぬように折り曲げることができるので、縫着作業性が良くなる。

【 0 0 2 7 】

なお、指先挿入体 5 0 の上方に位置するヘッドレスト H R には、指先挿入体 5 0 の開口部 2 0 c を露出するための切欠き部 4 が形成されている。この切欠き部 4 は、ヘッドレスト H R の背面 8 a であって下面が開口した横断面略凹形状である。このような構成により、ヘッドレスト H R のクッション性を損なうことなく、指先挿入体 5 0 の開口部 5 0 c を露出させ易い。切欠き部 4 は、ヘッドレスト H R の背面側で指先挿入体 5 0 の横幅より広くなっており、下側に行くにつれて広がっているので、十分な広さを確保しつつ、指先挿入体 5 0 の開口部 5 0 c へ指先を上から差し入れ易くなる。

30

【 0 0 2 8 】

[第 2 の実施形態]

第 2 の実施形態では、第 1 の実施形態と同一又は同等な構成部分には同一の符号を付し、重複する説明は省略する。

40

【 0 0 2 9 】

図 5 ~ 図 9 に示されるように、指先挿入体 6 0 の凹状部 6 0 b は、左右のヘッドレスト支持体 6 の間でアッパーフレーム 2 a の前側に隣接して配置されている。すなわち、指先挿入体 6 0 の凹状部 6 0 b は、シートバック S B の頂部で左右のヘッドレスト支持体 6 の間に配置されると共に、パッド体 1 0 内でアッパーフレーム 2 a の前側に隣接して配置されている。そして、指先挿入体 6 0 の開口部 6 0 c 周縁部において、指先挿入体 6 0 の連結部 6 0 a は、トリムカバー 1 1 の頂部に設けられた取付孔の周縁で縫合部 R により縫着されている。図中、6 0 d は指先挿入体 6 0 の開口部 6 0 c の上端縁を示す。

【 0 0 3 0 】

さらに、指先挿入体 6 0 の凹状部 6 0 b の外側左右には、前記左右のヘッドレスト支持

50

体6を挿入可能とする挿通孔61a、61aを有した左右一对の延出片61,61が、連結部60aとは別に指先挿入体60の凹状部60bから一体に延出され、この延出片61,61には挿通孔61a、61aが形成されている。この挿通孔61a、61aに前記左右のヘッドレスト支持体6をそれぞれ挿入することにより、前記ヘッドレスト支持体6に対する前記指先挿入体60の横方向及び後方の移動が規制される。

【0031】

このような構成を採用すると、指先挿入体60の凹状部60bの左右及び後方への移動を、左右のヘッドレスト支持体6及びアップフレーム2aによって容易且つ簡単に規制することができる。

10

【0032】

このような延出片61,61を使用することにより、前記実施例と同様にトリムカバー11に対する指先挿入体60の縫着作業性を向上させることができる。

【0033】

本発明は、前述した実施形態に限定されないことは言うまでもない。

【0034】

例えば、前記指先挿入体50、60の連結部50a,60aの外周縁を延出させ、その延出させた部分に、前記左右のヘッドレスト支持体6をそれぞれ挿入する挿通孔を開孔して、前記延出片51,51、61,61と共にヘッドレスト支持体6の上下2段状に挿入するようにしてもよい。

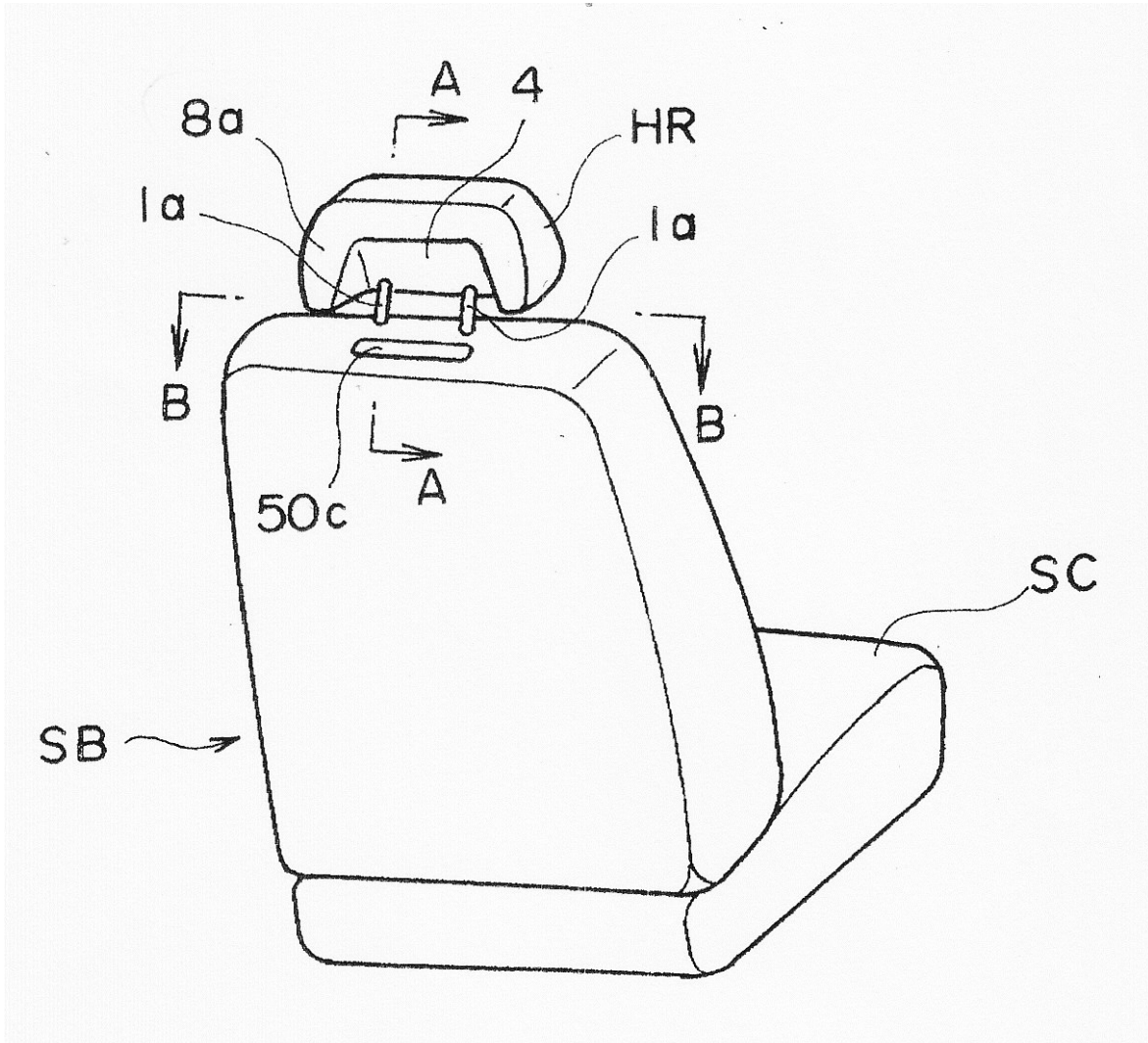
20

【符号の説明】

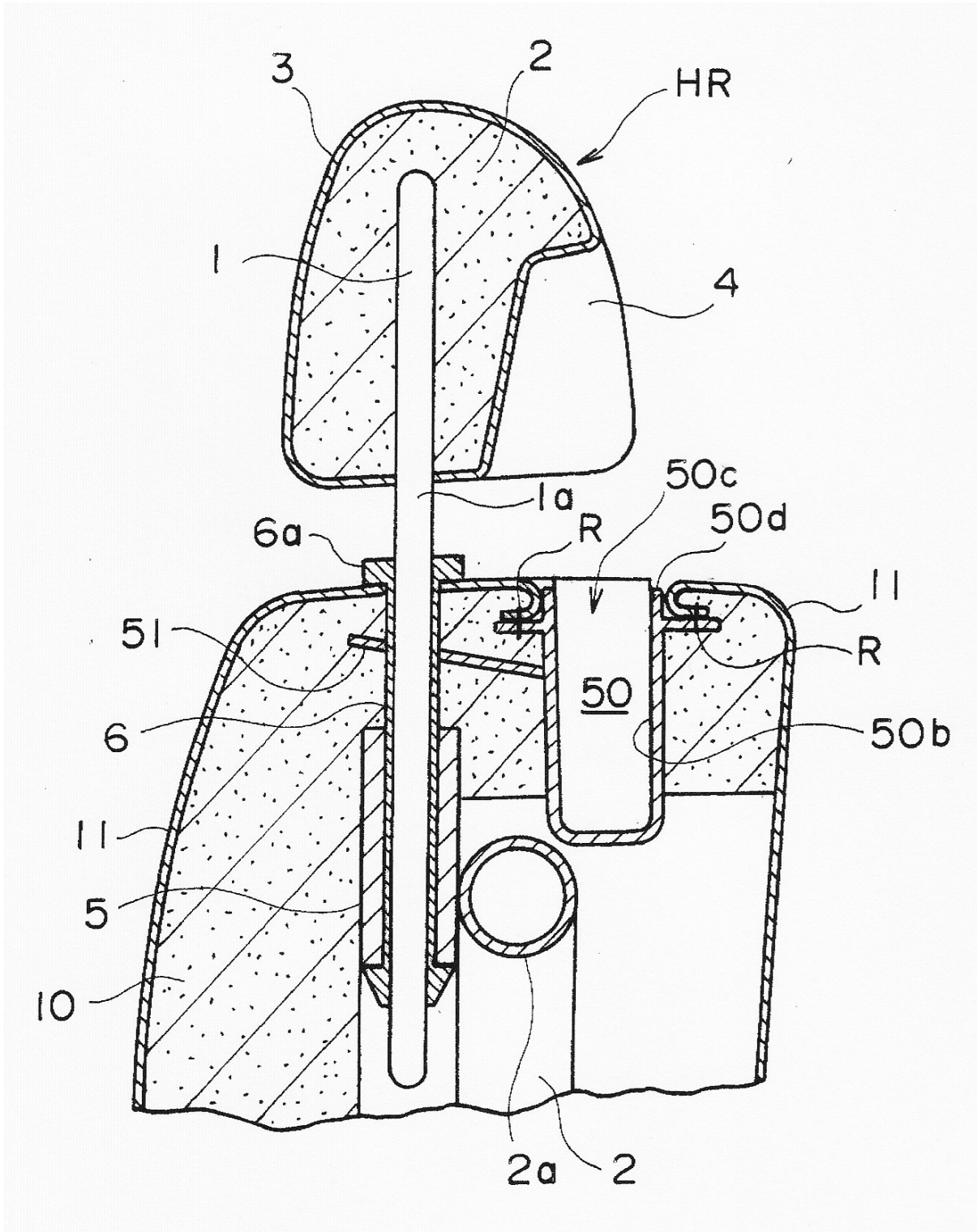
【0035】

1a...ステー、2...シートバックフレーム、2a...アップフレーム、4...切欠き部、6...ヘッドレスト支持体、7a,7c,7d...取付孔、8a...ヘッドレストの下面、8b...ヘッドレストの背面、10...パッド体、11...トリムカバー、50,60...指先挿入体、50a,60a...連結部、50b,60b...凹状部、50c,60c...開口部、51,61...延出片、51a,61a...延出片の挿通孔、HR...ヘッドレスト、R...縫合部、SB...シートバック、SC...シートクッション。

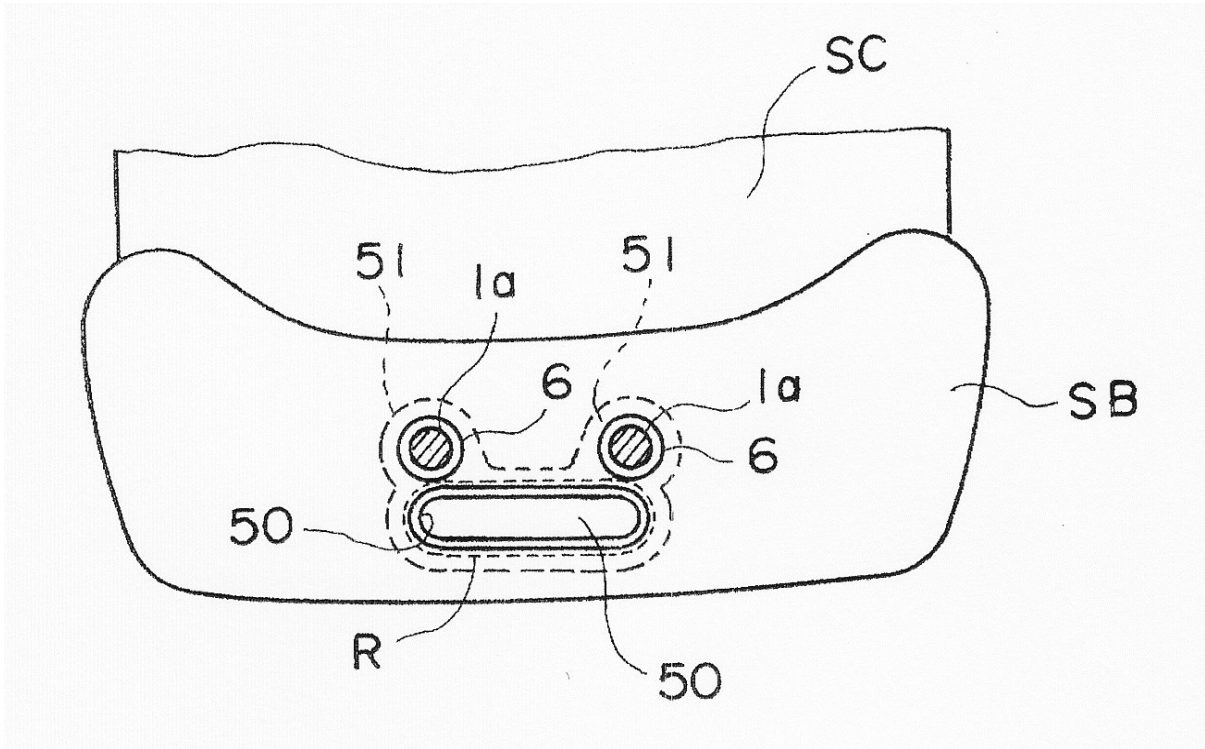
【図1】



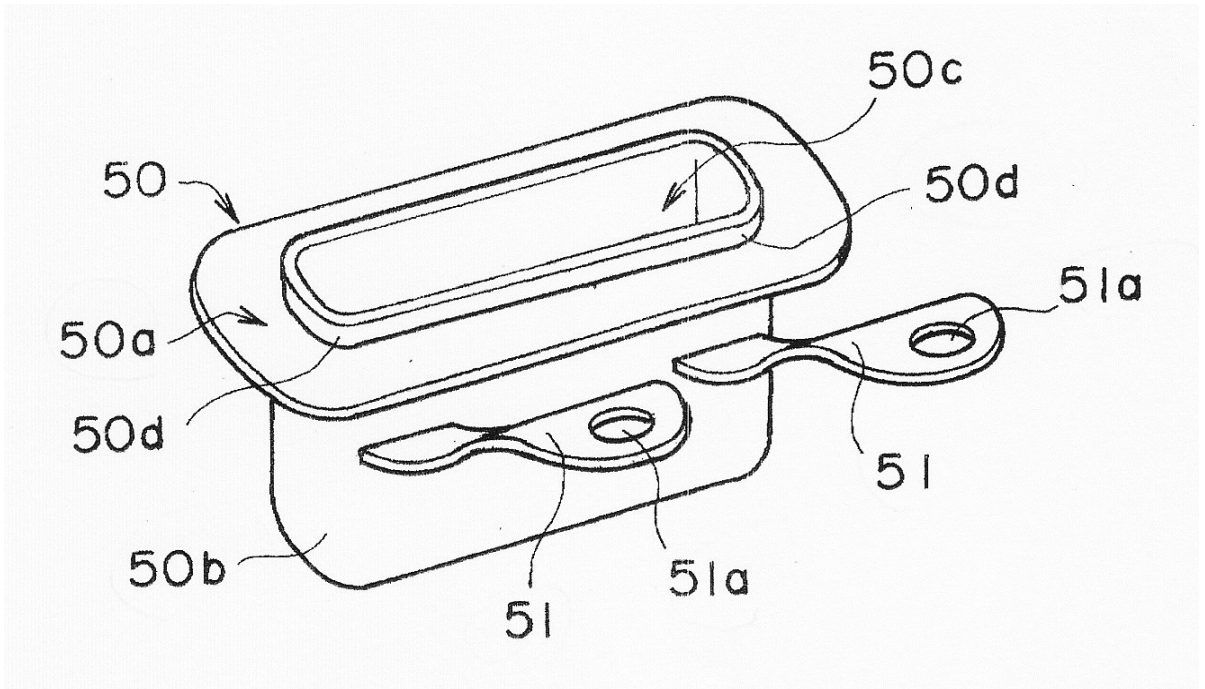
【図2】



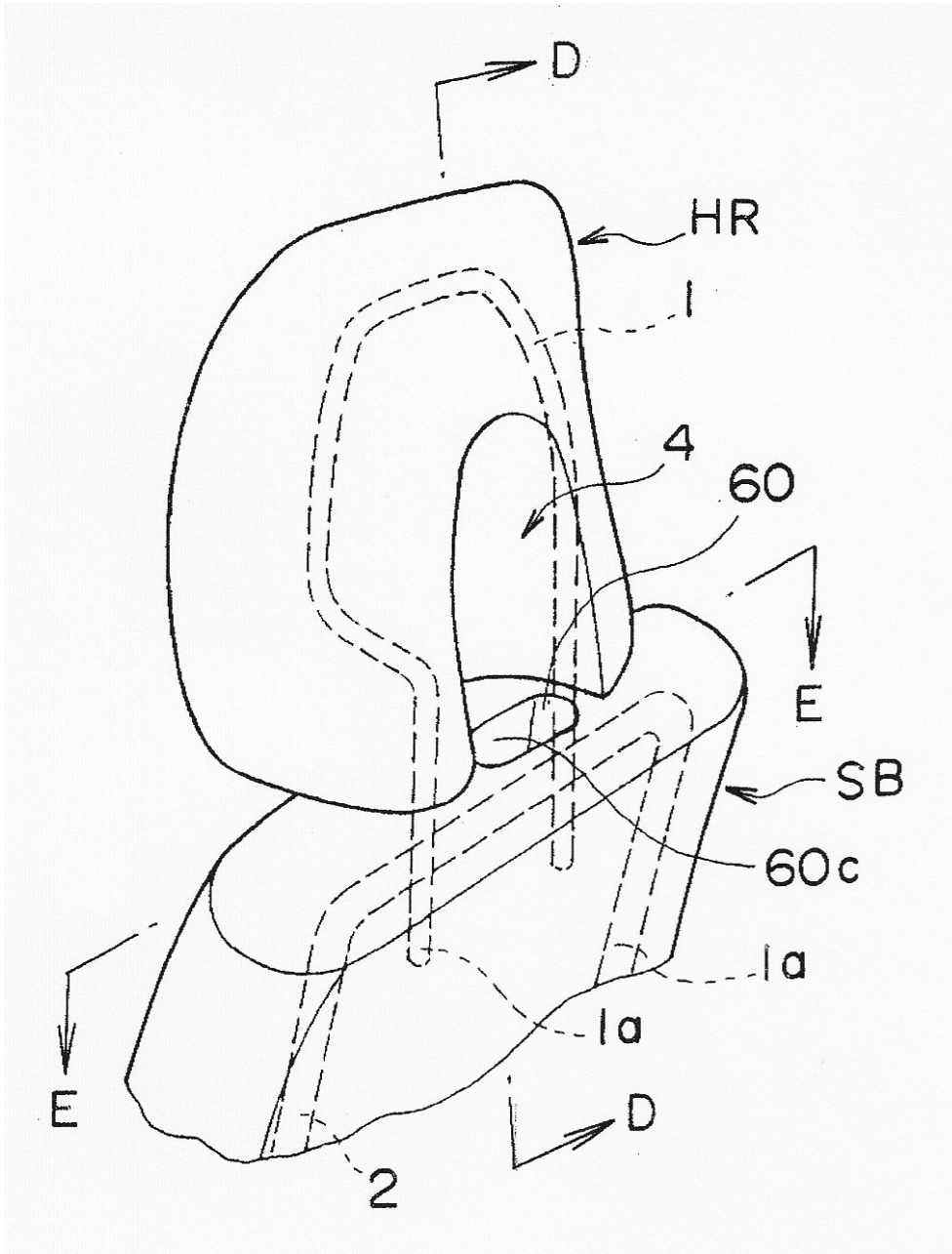
【図3】



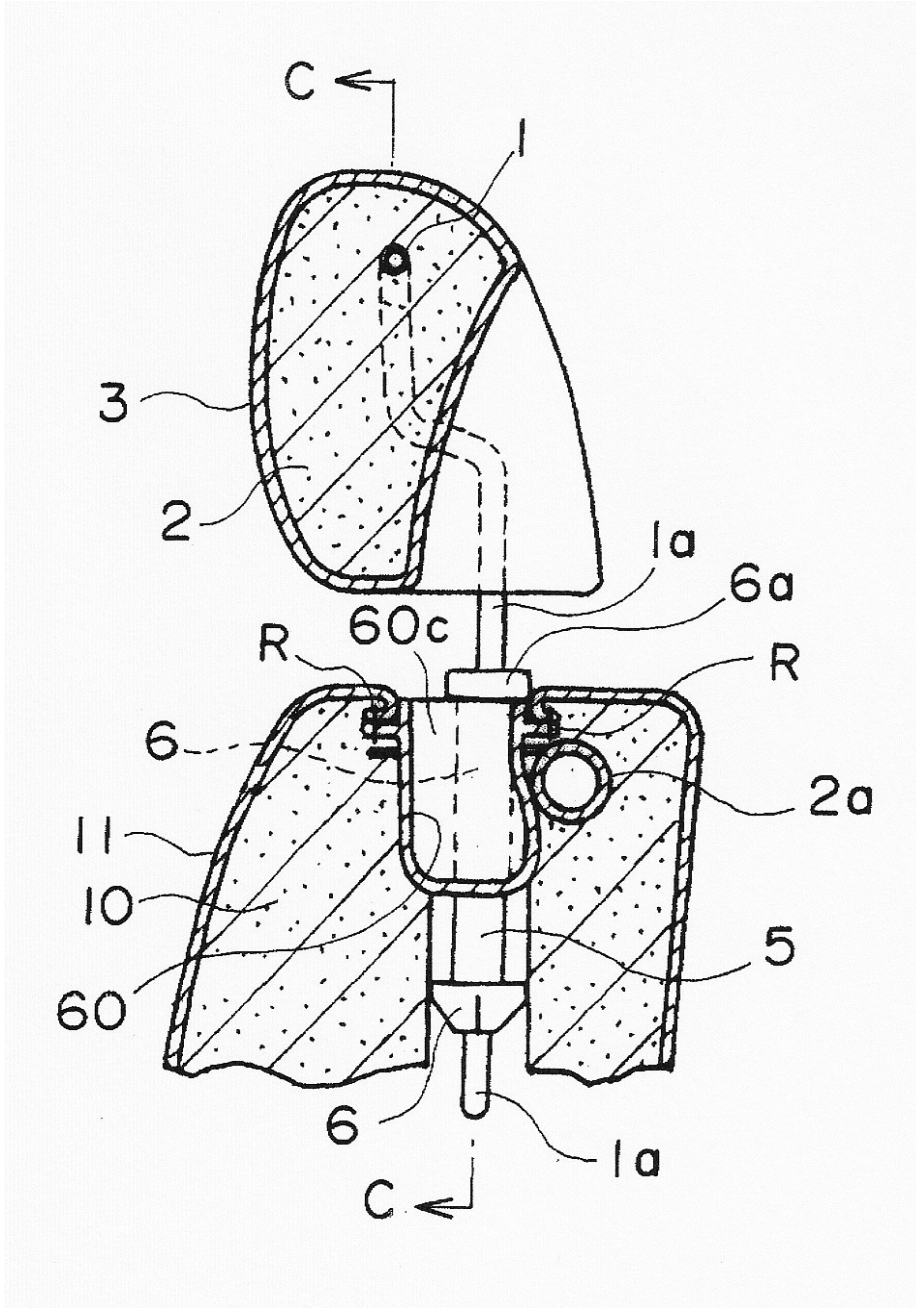
【図4】



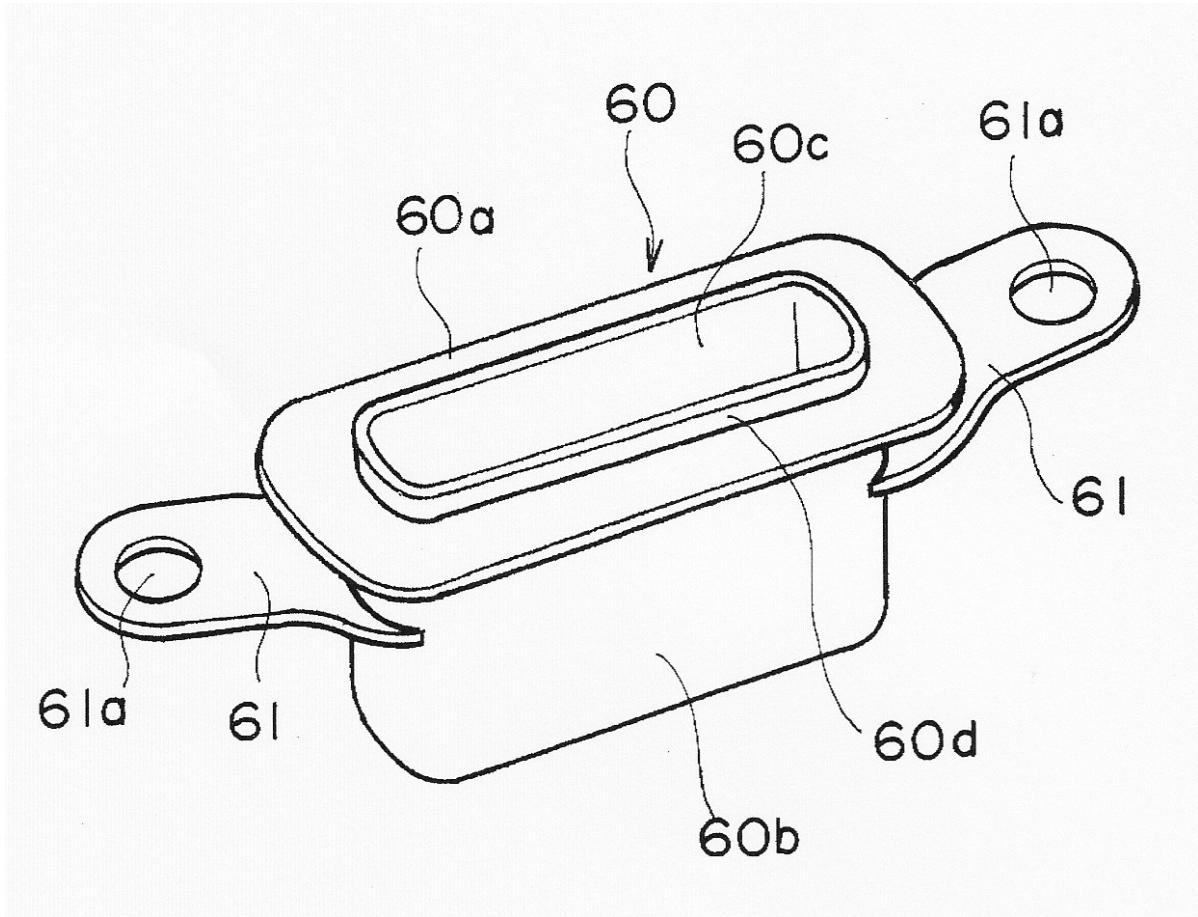
【図5】



【図6】



【図9】



フロントページの続き

(72)発明者 石井 厚

東京都昭島市松原町3丁目3番7号

株式会社 タチエス内

審査官 佐々木 一浩

(56)参考文献 実開昭57-120354(JP,U)
実開平04-035933(JP,U)
実開平04-086499(JP,U)
実開平03-109541(JP,U)
特開2000-125980(JP,A)
米国特許第06450571(US,B1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B60N	3/02
A47C	7/38
A47C	7/40
B60N	2/44
B60N	2/48